

近江八幡市災害廃棄物処理計画（案）に係る意見公募手続（パブリックコメント）  
実施要領

本市では、大規模災害発生時に災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うことで、住民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに早期の復旧・復興に資することを目的に、平常時（発災前）および発災後の災害廃棄物対策を定める「近江八幡市災害廃棄物処理計画（案）」を作成いたしました。

つきましては、この案に対する市民の皆さんのご意見を下記の要領で募集いたします。

1. 公表する資料

- (1) 近江八幡市災害廃棄物処理計画（案）
- (2) 近江八幡市災害廃棄物処理計画 資料編（案）
- (3) 近江八幡市災害廃棄物処理計画 概要版（案）

2. 資料の公表場所

- (1) 近江八幡市ホームページ
- (2) 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎 1 階）
- (3) 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所 1 階）
- (4) 市民部環境課（近江八幡市役所 2 階）
- (5) 各学区コミュニティセンター
- (6) 近江八幡図書館及び安土図書館

3. 意見の募集期間

令和 2 年 7 月 1 日（水）～ 令和 2 年 7 月 31 日（金）午後 5 時 00 分《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- (1) 郵送 〒 523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地  
近江八幡市 市民部 環境課
- (2) ファックス 0748-36-5882
- (3) 電子メール [010602@city.omihachiman.lg.jp](mailto:010602@city.omihachiman.lg.jp)

※上記「2. 資料の公表場所」（（4）を除く）では提出いただけません。

5. 意見を提出できる方

- ・近江八幡市内に住所を有する方、通勤・通学する方
- ・近江八幡市内に事務所または事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

また、電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

- (1) 件名「近江八幡市災害廃棄物処理計画（案）への意見」
- (2) 住所（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）、名前、電話番号、意見内容を明記ください。
- (3) ご意見は、日本語で提出してください。

(書式例)

近江八幡市 市民部 環境課 あて

件 名「近江八幡市災害廃棄物処理計画（案）への意見」

住 所：

（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名）

名 前：

電話番号：

意 見：

（項目「〇〇について」、ページ番号・行数、意見内容、参考資料名等、どの部分に対するご意見なのか分かるように明記ください）

#### 7. 意見に対する考え方の公表

- ・提出いただいたご意見については要旨を取りまとめ、市の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び市民部環境課にて公表します。
- ・類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・匿名のものや本件と関係ないと思われるご意見に対しては、市の考え方が示せませんのでご了承ください。
- ・提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできません。
- ・提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・提出いただいたご意見を参考にして修正のうえ、市の計画として最終決定し、公表します。

#### 8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 市民部 環境課

電話：0748-36-5509 ファックス：0748-36-5882

電子メール：010602@city.omihachiman.lg.jp